

平成 18 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 比較.com 株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 哲男
(コード番号 2477 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画室長 岩館 徹
(TEL. 03 - 5447 - 6690)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 17 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 9 月 27 日開催予定の第 3 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 13 条)。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 23 条)。
- (3) その他、会社法が施行されたことに伴い、条文の加除に伴う条数の変更、字句の修正等その他所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ①当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ②当会社は、株券を発行する旨の定め。
- ③当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 (条文省略) (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報処理サービス業<u>及び</u>情報提供サービス業 2. コンピューターネットワークによる商取引<u>及び</u>そのシステム構築業務 3. コンピューターネットワークの運営保守管理業務 4. コンピューター<u>及び</u>その周辺機器の販売、保守<u>及び</u>輸出入業務 5. コンピュータのソフトウェアの開発、設計、販売、保守<u>及び</u>輸出入業務 6. コンピュータシステムの企画、開発、販売<u>及び</u>保守に関する業務 7. コンピューター<u>及び</u>コンピューターネットワークに関する知識の教育、普及業務 8. インターネットの接続仲介業<u>並びに</u>アクセスサービス業 9. 広告代理業、広告制作業、広告斡旋業<u>及び</u>広告・宣伝の情報媒体の企画・売買 10. 出版業 11. 各種イベントの企画、制作、運営 12. 旅行業<u>並びに</u>旅行者者代理業 13. 金融業務 14. 不動産の売買、賃貸、交換、管理、リース<u>及び</u>その仲介、斡旋 15. 有価証券の売買・保有<u>及び</u>運用<u>並びに</u>投資業、投資顧問業 16. 国内外投資候補先の斡旋<u>及び</u>仲介 17. 生命保険の募集に関する業務<u>及び</u>損害保険代理業 18. マーケティングリサーチ業務<u>及び</u>各種情報の収集分析 19. 経営コンサルティング 20. 労働者派遣事業 21. 有料職業紹介業 22. 古物品の輸出入、売買、販売代行、仲介 23. ゴルフ・スポーツクラブ・リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車券、コンサートその他興行チケット、レストラン・飲食店・ホテル・旅行・劇場・映画館・遊技場施設・スポーツ施設を利用する権利の売買、仲介、	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 (現行どおり) (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報処理サービス業<u>および</u>情報提供サービス業 2. コンピューターネットワークによる商取引<u>および</u>そのシステム構築業務 3. コンピューターネットワークの運営保守管理業務 4. コンピューター<u>および</u>その周辺機器の販売、保守<u>および</u>輸出入業務 5. コンピュータのソフトウェアの開発、設計、販売、保守<u>および</u>輸出入業務 6. コンピュータシステムの企画、開発、販売<u>および</u>保守に関する業務 7. コンピューター<u>および</u>コンピューターネットワークに関する知識の教育、普及業務 8. インターネットの接続仲介業<u>ならびに</u>アクセスサービス業 9. 広告代理業、広告制作業、広告斡旋業<u>および</u>広告・宣伝の情報媒体の企画・売買 10. 出版業 11. 各種イベントの企画、制作、運営 12. 旅行業<u>ならびに</u>旅行者者代理業 13. 金融業務 14. 不動産の売買、賃貸、交換、管理、リース<u>および</u>その仲介、斡旋 15. 有価証券の売買・保有<u>および</u>運用<u>ならびに</u>投資業、投資顧問業 16. 国内外投資候補先の斡旋<u>および</u>仲介 17. 生命保険の募集に関する業務<u>および</u>損害保険代理業 18. マーケティングリサーチ業務<u>および</u>各種情報の収集分析 19. 経営コンサルティング 20. 労働者派遣事業 21. 有料職業紹介業 22. 古物品の輸出入、売買、販売代行、仲介 23. ゴルフ・スポーツクラブ・リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車券、コンサートその他興行チケット、レストラン・飲食店・ホテル・旅行・劇場・映画館・遊技場施設・スポーツ施設を利用する権利の売買、仲介、

現 行 定 款	変 更 案
幹旋および管理業務ならびにプリペイドカード・割引カードの発行および販売 24. 通信販売業 25. 放送法による各種放送事業及び放送関連技術の開発、製作、指導及び販売 26. 前記各号に附帯又は関連する一切の業務インターネットなどコンピューターネットワークを利用した各種情報提供サービス業務 (本店の所在地) 第3条 (条文省略) (新 設) (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は100,000株とする。 (新 設) (自己株式の買受け) 第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (名義書換代理人) 第7条 当会社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当会社の株主名簿及び端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代	幹旋および管理業務ならびにプリペイドカード・割引カードの発行および販売 24. 通信販売業 25. 放送法による各種放送事業および放送関連技術の開発、製作、指導および販売 26. 前記各号に附帯または関連する一切の業務インターネットなどコンピューターネットワークを利用した各種情報提供サービス業務 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は 100,000株とする。 (株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (削 除) (株主名簿管理人) 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社におい

現 行 定 款	変 更 案
<u>理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 8 条 当会社の発行する株券の種類、株式の<u>名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第 9 条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	ては取り扱わない。 (株式取扱規程) 第 9 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (削 除)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招集の時期) 第 10 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>	(招集) 第 10 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>
(新 設)	(定時株主総会の基準日) 第 11 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</u>
(招集権者及び議長) 第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 (条文省略)	(招集権者及び議長) 第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 (現行どおり)
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
(決議の方法) 第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した	第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席

現 行 定 款	変 更 案
株主の議決権の過半数で行う。 2 商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。 (議決権の代理行使) 第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第 14 条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> 2 <u>株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u>	した議決権を行使することができる<u>株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (削 除)
第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 15 条 (条文省略) (選任方法) 第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 (条文省略) (新 設) (任期) 第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了</u>	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 16 条 (現行どおり) (選任方法) 第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 (現行どおり) (取締役の解任) 第 18 条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u> (任期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>すべき時までとする。</u> (役付取締役) 第 18 条 <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u> (代表取締役) 第 19 条 <u>取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u> 2 <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 (条文省略) 2 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第 21 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u> (取締役会の決議方法) 第 22 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u> (取締役会の議事録) 第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> 2 <u>取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</u> (新 設) (報酬及び退職慰労金) 第 24 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u> (削 除) (取締役会の招集権者及び議長) 第 21 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第 22 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第 23 条 <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (削 除) (取締役会規程) 第 24 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (報酬等) 第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	<u>主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 5 章 監査役	第 5 章 監査役および監査役会
(員数) 第 26 条 (条文省略)	(員数) 第 27 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 27 条 (条文省略)	(選任方法) 第 28 条 (現行どおり)
2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>	2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>
(任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(任期) 第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	3 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u>
(新 設)	(常勤の監査役)
(新 設)	第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新 設)	(監査役会の招集)
(新 設)	第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の三日前</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (報酬) 第 29 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (監査役の責任免除) 第 30 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	<u>までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査役会を開くことができる。</u> (監査役会規程) <u>第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第 6 章 会計監査人 (選任方法) <u>第 35 条 会計監査人は、株主総会にて選任する。</u> (任期) <u>第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 前項の定時株主総会にて別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u> (会計監査人の責任免除) <u>第 37 条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 423 条 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第31条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とし、毎年6月30日を決算期とする。 (利益配当金) 第32条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。 (中間配当) 第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第34条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第7章 計 算 (事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を含めて剰余金の配当をすることができる。 (削 除) (配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

3. 日程

定款変更に関する日程は、以下のとおりです。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成18年9月27日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成18年9月27日 |

以上